

✿ 見舞金・保険申請の手続きについて ✿

市 P 見舞金給付制度は、PTA 活動で起こりうる不慮の事故に備えて見舞金を給付する制度です。

PTA 総合補償制度は、PTA の皆様の「安心できる PTA 活動」をめざし、各校 PTA の会員等および児童に生じる事故について、総合的な補償をします。

| 名 称 | 市 P 協見舞金給付制度 | こども 24 時間総合補償制度 |
|---------------|--|-------------------------------------|
| 種 類 | 見舞金 | 保険 |
| 加入対象 | 川崎市立学校すべての PTA | お申込みされた PTA |
| 申請対象 | PTA 活動中における事故 | |
| 事故発生後の 連絡先 | 川崎市 PTA 連絡協議会事務局 044-210-0072 事故内容の連絡(180 日以内) | 川崎保険センター 0120-259-771 事故内容の連絡 |
| 提出書類 | 治療完了後に市 P 協事務局へ提出 ・治療日数証明書 ・治療日数証明書代金領収書(原本) ・見舞金給付申請書 ・被災状況が PTA 活動とわかる資料 | 保険会社から送付される ・保険金請求書 |

- 事故発生後、速やかにご連絡ください！
- PTA 総合補償制度への加入は、各単位 PTA により異なります。
- 市 P 協見舞金給付制度は、すべての単位 PTA が対象です。

